



考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（SATREPS の評価の経験があればなお望ましい）
対象国・地域又は類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

地球規模での気候変動や自然災害は世界各国での食料生産に大きな影響をもたらすと予想され、気候変動の適応策への取り組みは、先進国、途上国を問わず高い関心事項となっています。インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）政府によれば、気候変動の影響により同国の食料生産量は、2050 年には 2015 年比で 38%低下すると予測されています。このためインドネシア政府は、食料安全保障や農家の所得向上を政策上の優先課題のひとつに掲げ、2013 年 7 月に農業保険エンパワメント法を制定し、農業保険の導入及びそのための政府支援を決定しました。インドネシア政府は、2012 年雨期作（10 月～翌年 3 月）及び 2013 年雨期作においてパイロット事業を実施する等、農業保険導入に向けた取り組みを開始しました。その経験を経て、2015 年より 16 州において実損補填型の農業保険事業をスタートさせており、2019 年には対象を 26 州に拡大しています。しかしながら、農業保険の実務を担う農業省並びに国营保険会社（Jasindo）からは、これまでのパイロット事業を通じて、損害査定員の不足や農地へのアクセ

ス不良等により、損害査定に時間を要している等の課題が報告されています。農家レベルでは、適時適切、迅速な保険金支払いを求める声が高く、損害評価に要する時間の短縮は喫緊の課題です。この課題に技術面からアプローチすべく、インドネシア政府はリモートセンシングや GIS データを活用した損害評価手法の開発・導入を志向するようになりました。「インドネシア国食料安全保障を目指した気候変動適応策としての農業保険における損害評価手法の構築と社会実装」（以下、本プロジェクト）は、かかる方針を掲げたインドネシア政府の要請に基づき開始された地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）案件です。千葉大学環境リモートセンシング研究センターが日本側の研究代表機関を務め、インドネシア側はボゴール農科大学が責任機関になり、バリ州のウダヤナ大学、西ジャワ州農政局、バリ州バドゥン県農政部が実施機関に名を連ねています。西ジャワ州のチアンジュール県と バンドン県、及びバリ州バドゥン県に調査・研究サイトを設定して現在活動を実施中です。

本プロジェクトは 2017 年 10 月に開始され、2022 年 9 月に協力期間終了を控えているところ、プロジェクト活動の実績、成果、社会実装への道筋、上位目標達成見込み等を評価、確認するとともに、残された期間のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的に、終了時評価を実施することにしました。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS の主旨・目的・制度及び技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協力・協議・調整しつつ、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析します。本調査では、インドネシア側との合同評価を予定しています。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報を提供します。

具体的担当事項は次のとおりです。

- (1) 国内準備期間（2022 年 7 月上旬～2022 年 7 月下旬）
  - ① 既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、中間レビュー報告書等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
  - ② 既存のプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM という）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査

項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③ プロジェクト関係者、JICA 等のコメントを踏まえて評価グリッドを最終化し、評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他インドネシア側関係機関、関係する他の協力プロジェクト<sup>1</sup>、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を活用して、日本側研究者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

（2）現地業務期間（2022 年 7 月下旬～2022 年 8 月中旬）

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
- ③ インドネシア側 C/P に評価グリッドを説明し、事前に配付した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側評価団員とともに評価 6 基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑦ プロジェクト関係者に対する評価報告書の説明において、担当部分の説明を行う。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2022 年 8 月中旬～2022 年 9 月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

---

<sup>1</sup> インドネシアでは、関連プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」を実施中で、実損補填型農業保険の普及などを支援している。

- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の調査団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。

- (1) 業務完了報告書  
2022年9月15日(木)までに、次の①～③の電子データを提出すること。
  - ① 評価報告書（英文）
  - ② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
  - ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「区. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒デンパサール⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は2022年7月24日～8月13日を予定しています。  
本業務従事者は、JICA の調査団員に約1週間先行して現地調査を開始する予定です。  
現時点（2022年5月時点）で、インドネシア到着時のPCR検査は不要です。ただし、到着時の検温等健康確認において、新型コロナウイルス

ス関連の症状や発熱が認められた場合は、検査を行うとされています。

インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は突然変更される可能性があり、また入国措置についても、今後見直しが行われるおそれがありますので、最新の情報を在インドネシア日本大使館のHPなどで事前に確認するようにしてください。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 研究評価 (JICA)
- ウ) 評価計画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

これに加え、JICA と連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) の数名が、オブザーバーとして調査に参加する可能性があります。

現地に常駐する専門家は業務調整 1 名です。その他日本側研究者 (短期専門家) は、研究代表を含め数名が調査期間中に現地入りすることが予定されていますが、現時点では確定していません。そのため、国内準備期間中に、本業務従事者が主要な研究者を対象にインタビューすることを予定しています。

## ③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上: 英語/日本語⇄インドネシア語の通訳を必要に応じて提供
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供: プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グル

ープから配付しますので、[edga1@jica.go.jp](mailto:edga1@jica.go.jp)宛にご連絡ください。

- ・ 詳細計画策定調査結果
- ・ 事業事前評価表
- ・ 討議議事録、当初 PDM、PO
- ・ 最新 PDM、PO
- ・ モニタリングシート
- ・ 中間レビュー報告書（英文）
- ・ 中間レビュー調査結果要約表（英文、和文）

② 本業務に関する以下の資料が JST のウェブサイトで公開されています。  
・ 実施報告書（平成 28 年度、29 年度、30 年度、令和元年度、2 年度）  
([https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2804\\_indonesia.html](https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2804_indonesia.html))

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載して

ください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上